資料１

令和３年度第２回
誰もが共に暮らすための市民会議
資料

会場開催	書面開催
令和３年１２月１７日（金） １４時００分～ 与野本町コミュニティセンター 多目的ホール小、第３・４会議室	資料到着後から 令和３年１２月２１日（火）まで

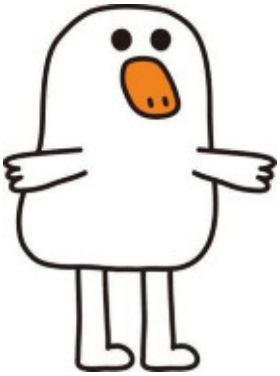

ノーマくん

ノーマライゼーション条例

ＰＲキャラクター

さいたま市保健福祉局福祉部障害政策課

会場開催

誰もが共に暮らすための市民会議の手引き

１．目的：

①誰もが共に暮らせる地域社会を目指し市民が主役となって話し合い意見交換する場をつくる。

②障害のある人、家族、関係者や市民が集まることで、コミュニケーションの輪をつくる。

③市民の声を政策に反映させる。

２．当日の話し合いのすすめ方：

みんなが話し合いに参加できるよう、グループに分けて話し合いを行います。

①１グループ５～６名くらいで話し合いをし、意見を出し合います。

②各グループに会議進行役をおきます。

③書記やタイムキーパー（時計係）は事務局が行います。

④各グループの会議進行役と参加者は、みんなが話しやすい雰囲気づくりを心がけます。

３．話し合いルール：

①話すときは、会議進行役の呼びかけによって、話し始めてください。

②みなさんが発言できるよう、１回あたり３分くらいを目安として発言してください。ただし、障害の特性にあわせて、お話される時に特別な配慮が必要な方は、５分くらいを目安とします。

③他の人が話しているときは、途中でさえぎらず、最後まで聞きましょう。

④話し合いの相手を攻撃したりせず、意見として受け止めてください。少人数意見を大切にしましょう。

⑤特定の個人や団体の悪口や傷つけるような発言はしないようにしましょう。

⑥みんなが発言しやすいような雰囲気になるよう心がけてください。また、限られた人だけが発言するのではなく、発言したい人みんなが発言できるよう気を配りましょう。

⑦個人的な内容についての発言は、個人情報やプライバシーを守るため、会の後に、個人がわかる形で、他の人に話すことは禁止します。

※ みなさんで、よりよい話し合いをするために、ご協力をお願いします。

話し合いを続けることが不可能と判断した場合は、話し合いを中止することもあります。

書面開催

第２回　誰もが共に暮らすための市民会議　書面会議について

１．資料一覧

（１）送付資料

- 令和３年度第２回誰もが共に暮らすための市民会議 次第
- 資料１：令和３年度第２回誰もが共に暮らすための市民会議 資料
- 資料２：令和３年度第２回誰もが共に暮らすための市民会議 意見シート
- 資料３：令和３年度第１回誰もが共に暮らすための市民会議 アンケート結果
- 資料４：令和３年度第１回誰もが共に暮らすための市民会議 議事録
- 令和３年度誰もが共に暮らすための市民会議 アンケート

２．議題

〇デジタルの活用とその課題について

〇障害者のスポーツ活動について

〇選挙における合理的配慮について

３．書面会議の手順

（１）意見シートの作成

- 資料１をご覧いただき、各議題に対する意見を意見シートに記入してください。

※興味のある議題についてのみ、記載いただいて結構です。

（２）意見シートの提出

以下のいずれかの方法で提出してください。

- 「意見シート」を、郵便、ファックス又はメールで送る。
- さいたま市ホームページの回答フォームから送る。

（URL：https://www.city.saitama.jp/enquete/e001327.html）

＜意見シート提出先＞（郵便、ファックス又はメールの場合）

〒３３０－９５８８
さいたま市浦和区常盤６－４－４
さいたま市保健福祉局福祉部障害政策課ノーマライゼーション推進係
電　話：０４８－８２９－１３０６
ＦＡＸ：０４８－８２９－１９８１
メール：shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp

テーマ１：デジタルの活用とその課題について

コロナ禍において、市が実施したワクチン接種予約等のほか、生活の場面においても、接触機会の低減等を目的としたデジタル機器や ICT の活用が進んでいます。

一方で、ICT を活用できる人と、そうでない人との格差（デジタルデバイド）が拡大しています。

テーマ１では、次のような内容を参考に意見交換をお願いします。

・デジタルの活用が広まって良かった点

・デジタルの活用で困ったことや、課題を感じる点

これまでの市民会議等で挙がった意見

・オンラインやSNS（Zoom、SKYPE、LINE 等）を有効活用することで、コミュニケーションを図れる。

・インターネットを使えば、障害や年齢をキーにした検索機能などの充実も図れるので、もっとＩＣＴを活用すべき。

・ホームページでのワクチンの予約の方法がわからない方がおり、生活支援センターや当事者団体が補助をしながらワクチン予約を行った。

・視覚障害のある人には非接触の会計が難しいため、コロナ禍における困りごとをスーパーマーケットや商店街などにも周知し、共有してもらいたい。

・オンライン化が進まず、重要な情報が得にくい。また、行政への相談や各種サービス等の手続きでは、紙ベースであり、視覚障害者は対応が困難だが、代筆・代読のサービスが実施されておらず、同行援護や家事援助のサービスをやりくりするしかない現状がある。

・新型コロナウイルスワクチンの情報が、ホームページでの提供であったり、インターネット予約がメインであったので、アクセスできない方が多く、当事者に届いていなかったり、あきらめてしまった方もいたと思う。

・新型コロナウイルスワクチンの予約がわからない方がおり、事業所等が手続き支援や、会場へ同行をしたケースもあった。

・オンライン会議、YouTube 配信など、パソコンやスマートフォン等、パソコンやスマートフォンなどの通信機器に慣れている人と慣れていない人とで、情報取得等にかかる格差がなくなるよう、サポートしてくれる人材の育成などが必要。

・行政として、音声読み上げ機能や拡大表示などのアクセシビリティの高いサービスの提供やオンライン化に努めると共に、民間企業への指導を行って欲しい。

【参考】さいたま市行政デジタル化計画

本市では、「さいたま市行政デジタル化計画」を策定し、行政サービス、行政事務、災害対策など、本市が関係するあらゆる場面において ICT を活用し、市民の皆様が今までよりも高いレベルで快適かつ安全・安心な生活が送れる都市を目指す“上質な生活都市　さいたま市”を基本理念として掲げています。

https://www.city.saitama.jp/006/007/017/001/p041107.html

テーマ２：障害者のスポーツ活動の振興について

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催により、パラスポーツに対する機運が高まっている一方で、新型コロナウイルス感染症による施設の休止や、イベントの中止があり、スポーツ活動が行いにくい状況にあります。

テーマ２では、次のような内容を参考に意見交換をお願いします。

- 「スポーツ」の実施状況について、情報収集を行っている手段について
- スポーツに取り組むにあたって、課題となる点について
- 参加してみたいスポーツ活動や、参加しやすいと思う機会について

「スポーツ」の範囲について

- 障害者のスポーツ実施率の調査（スポーツ庁）における「スポーツ」の範囲
  散歩や身体活動を伴うリハビリテーション等も含めており、スポーツを広くとらえている。
- 第2期さいたま市スポーツ振興まちづくり計画における「スポーツ」の範囲
  競技スポーツ、レクリエーション（キャンプ活動やその他の野外活動等を含む）から、健康維持のための軽い運動（散歩やラジオ体操等）、さらに、日常の活動（徒歩や自転車による通勤・買い物等）までを含めた、様々な身体活動のことを「スポーツ」とする。

【参考】第２期さいたま市スポーツ振興まちづくり計画

本市では、「第２期さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」を策定し、すべての市民等が障害の有無及び身体能力・運動能力の違いにかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツにかかわることができる機会を増やすとともに、人種、文化、言語といった垣根を越えて、教育、文化、環境、経済・観光、健康・福祉、都市計画の広範な分野において、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び行政が連携を強化することにより、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進しています。

https://www.city.saitama.jp/004/006/008/p080186.html

スポーツ庁の調査による全国の現状について

- 障害者のスポーツ実施率は（成人週１回以上：24.9%）は、成人一般（59.9%）に比べてかなり低くとどまっている。（令和２年度調査）
- 全国のスポーツ施設（191,727 カ所）の中で、障害者スポーツ専用・優先のスポーツ施設は、141 施設に限られる。（平成 30 年度調査）
- 総合型地域スポーツクラブの中で、障害者が参加している（していた）クラブは37.7%。
  （令和２年度調査）

運動部活動・クラブのある特別支援学校は、中学部で37.2%、高等部でも58.6%。
（平成25年度調査）

・日本スポーツ協会公認スポーツ指導者は約55万人に対し、障がい者スポーツ指導者は約2万6千人。（令和２年度調査）
・障害者スポーツの直接観戦の経験がある者は、3.8%にとどまる。（平成29年度調査）

障害政策課の取り組み事業について

〇さいたまスポーツフェスティバルの実施
・障害の有無に関わらず参加、体験することができる、ブラインドサッカーやボッチャなどといった、ユニバーサルスポーツやパラスポーツ体験会を実施している。
・さいたまスーパーアリーナを会場に実施。
・令和元年度は、５月 11 日（土）、12 日（日）に実施し、参加者数は合計 24,500 人。
・令和２，３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

〇ノーマライゼーションカップの実施
・誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）とその理念を市民に周知啓発することを目的とした、ブラインドサッカーの親善試合。
・サイデン化学アリーナを会場に実施。
・令和元年度は、令和２年２月 22 日に実施し、1,272 人が参加。
・令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、試合が中止となり、啓発動画および、オンラインセミナーを配信。

〇ふれあいスポーツ大会の実施
・障害のある方々が、スポーツを通じて心身のリフレッシュを図るとともに、ボランティアとの交流を深め、障害及び障害者に対する理解と社会参加を促進することを目的とし、社会参加推進事業のひとつとして開催。
・岩槻文化公園を会場に実施。
・大玉転がしやパン食い競争のほか、卓球バレー、グラウンドゴルフなどの体験を実施。
・令和元年度は、９月 22 日（日）に実施し、1,029 人が参加。
・令和２，３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。

〇全国障害者スポーツ大会への参加
・競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験すると共に、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進を目的とする。国民体育大会終了後に国民体育大会開催都道府県で開催。
・埼玉県と共催で実施する、彩の国ふれあいピックを、選考会と位置づけ、全国障害者スポーツ大会に毎年度さいたま市選手団を派遣。
・令和元年度から令和３年度については、台風及び新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
・正式種目は３ページ一覧①のとおり。

〇障害者スポーツ・レクリエーション教室（12 競技 17 教室）の実施

- 地域に偏りが出ないよう、市内の公園施設、体育施設で開催。
- 障害者の体力増強・交流・余暇活動等、障害者の社会参加の促進、健康の増進を図ることを目的としている。
- 原則、小学校 3 年生以上の全障害の方を対象とし、休日に開催する募集型教室のほか、特別支援学級等を対象とした訪問型教室を実施。
- 参加者への指導や、配慮の方法を理解することを目的として、スポーツ推進員に見学を依頼している。
- 令和 3 年度実施予定種目はページ下段の一覧②のとおり。

① 全国障害者スポーツ大会正式種目

	競技種目		対象の障害
個人種目	陸上競技		身体・知的
	水泳		身体・知的
	アーチェリー		身体
	卓球	一般卓球	身体・知的・精神
		サウンドテーブルテニス	視覚
	フライングディスク		身体・知的
	ボウリング		知的
	ボッチャ		身体
団体種目	バスケットボール		知的
	車いすバスケットボール		身体
	ソフトボール		知的
	グランドソフトボール		視覚
	バレーボール		聴覚・知的・精神
	サッカー		知的
	フットベースボール		知的

② 令和 3 年度障害者スポーツ・レクリエーション教室実施種目一覧

水泳・野球・バスケットボール・卓球バレー・ボウリング・ソフトボール・陸上競技・一般卓球・フライングディスク・サッカー・ボッチャ・バレーボール

※新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった種目を含む。

※水泳、ボウリング、フライングディスク、サッカー、ボッチャは年２回開催。その他は１回開催。

※フライングディスク、サッカー、ボッチャは、各１回を市内小中学校に訪問して開催。

テーマ３：選挙における合理的配慮について

新型コロナウイルス感染症が拡大した中、５ 月２３日には、さいたま市長選挙が執行され、１０月３１日には、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されました。また、来年には参議院議員通常選挙が予定されています。

投票所運営については、新型コロナウイルス感染症の影響により、ソーシャルディスタンスの確保や、感染症対策の徹底を図る必要があり、今までの運営と変わったこともありました。

テーマ３では、次のような内容を参考に意見交換をお願いします。

・コロナ禍における選挙の執行について、実際に投票に行って困った経験や課題と感じたこと
・選挙に係る合理的配慮の提供事例や、行ってほしい配慮について

市職員向け対応要領「障害のある方に対する応対の基本」をもとにした、介助が必要な方への対応について

基本的事項

・まず声掛けを行い、介助が必要かどうかを尋ねる。
・介助の申し出があったら、何をどのように手伝えばよいか尋ねる。

肢体不自由

・車椅子を使用されている方と話す際は目線を相手の高さに合わせる。
・介助の方法や、車椅子のどの部分を持てばよいか十分に確認する。
・車椅子を持ち上げる必要がある場合は、２，３人で呼吸を合わせて持ち上げる。車椅子を持ち上げる際、降ろす際は乗っている方を高い方に向けて行う。
・杖等を使用している方は、介助の必要性や方法を尋ねてから介助を行う。

視覚障害

・方角や場所を伝える際は、「何メートル先」や「段差を３段下る」など具体的に伝える。
・白杖を持つ方を案内する際は、白杖を持つ手と反対側に立って腕を貸し、半歩前を歩くようにする。
・「身体障害者補助犬法」により、投票所内への身体障害者補助犬の同伴は認められている。
・点字を習得している方へは、点字投票について説明し、希望があれば点字器の使用の有無を確認してから投票の補助を行う。また、代理投票を希望する方には代理投票を、自書を希望する方には通常の文字投票を案内する。
・拡大鏡、老眼鏡、点字用候補者氏名等掲示を用意する。

聴覚障害

・聴覚障害者と応対の際は、職務代理者及び庶務係は、口元が見えるようにマスクを外し、フェイスシールドを着用して応対する。コミュニケーションボード等も併せて活用する。
・口話はジェスチャーを交え、正面から、口を大きく開いて、ゆっくり、はっきり発音する。
・話すときは言葉のまとまりで区切って伝えるようにする。
・筆記は難解な表現や日本語特有の婉曲な表現がわからない方もいるので、可能な限り誤解のないわかりやすい言葉で伝える。

知的障害

・視線を相手と同じ高さにする。
・短い文書で説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。
・パニックになったときは時間を置き、落ち着いてから応対する。

【参考】衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査（令和３年～）
（さいたま市ホームページ）
https://www.city.saitama.jp/006/009/008/p084893.html